

岬町グローバル人材育成支援補助金交付要綱

制定:令和 7 年 4 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自らの国際化に高い意識、関心を有し、将来国際的な役割を担う夢を応援するため、予算の範囲内において岬町グローバル人材育成支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、岬町補助金等交付規則(平成 5 年岬町規則第 10 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 日本の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(1～3 年次)、専修学校高等課程をいう。
- (2) 短期留学 在籍する高等学校等が学校教育活動の一環として実施する海外派遣プログラムで、学校が工程を作成、管理し、その期間が 1 週間以上 1 カ月程度のものをいう。

(交付の対象)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生徒)の保護者とする。

- (1) 交付申請時において、町内に 1 年以上住民基本台帳に登録されている者
- (2) 大阪府内及び和歌山県内の高等学校等に在籍する者
- (3) 交付申請年度内に短期留学し、帰国している者
- (4) 関西国際空港を離着陸の空港とすること。
- (5) 過去に当該補助金の適用を受けていない者
- (6) 他制度で同様の補助金等の適用を受けていない者
- (7) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。
- (8) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例(平成 2 4 年岬町条例第 1 8 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(対象経費の範囲)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際航空運賃(1 往復分)
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃(1 往復分)
- (3) 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃(1 往復分)
- (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (5) 査証(ビザ)、旅券(パスポート)取得手続諸費用
- (6) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する研修費、施設利用費等
- (7) 海外傷害保険料

(8) 寮費（ホテル等を含む。）、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用（ただし、手土産代等は除く。）

(9) その他、町長が必要と認めた経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

（補助金の交付申請と決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度内に、岬町グローバル人材育成支援補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 在籍又は在籍していた高等学校等より、第3条第1項第2号及び第3号に該当する旨証明した書類

(4) 第4条に掲げる経費を証明する書類

(5) 実績報告書（様式第4号）

(6) 短期留学の様子がわかる写真

(7) その他、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岬町グローバル人材育成支援補助金交付決定通知書（様式第5号）（以下「交付決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、岬町グローバル人材育成支援補助金不交付通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 申請者は、補助金等の交付の申請の請求をしようとするときは、岬町グローバル人材育成支援補助金請求書（様式第7号）により補助金を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに申請者に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、虚偽又は不正な申請を行った交付決定者に対し補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、交付金額の返還を求めることができる。

（個人情報の保護）

第9条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岬町個人情報保護条例（平成12年岬町条例第28号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効前に助成対象者となったものに対するこの要綱の適用については、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。